

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から



登録申請書
受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の
受付開始

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続きがスムーズです。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイスってナニ？

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。
具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分	
■月▲日	割りばし 550円
■月▲日	牛 肉 ※ 5,400円
合 計 43,600円	
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

<インボイス> 令和5年10月~

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△(T 1234...)
●年■月分	
■月▲日	割りばし 550円
■月▲日	牛 肉 ※ 5,400円
合 計 43,600円	
10%対象 22,000円 内税 2,000円	
8%対象 21,600円 内税 1,600円	

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号
(課税事業者のみ登録可)
- ② 適用税率
- ③ 税率ごとに区分した消費税額等

「インボイス制度」ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス^(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ

